

法務省矯成第2037号
令和5年11月24日
改正 法務省矯成第523号
令和6年3月29日
法務省矯成第1344号
令和7年3月28日
法務省矯成第1375号
令和7年4月1日
法務省矯成第1380号
令和7年5月29日
法務省矯成第2571号
令和7年12月23日
法務省矯成第480号
令和8年3月25日

矯正管区長 殿
矯正施設の長 殿
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 花村博文
（公印省略）

受刑者の処遇調査等に関する訓令の運用について（依命通達）

受刑者の処遇調査等に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3308号）の運用について、下記のとおり定め、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（令和5年12月1日）から実施することとしたので、遺漏のないよう配慮願います。

なお、平成18年5月23日付け法務省矯成第3309号当職依命通達「受刑者の処遇調査に関する訓令の運用について」は、廃止します。

記

1 処遇調査の方法（訓令第4条関係）

- (1) 面接は原則として心理専門官、法務技官（心理）又は処遇調査を担当する刑務官により実施させるほか、必要に応じて福祉専門官、就労支援専門官等により実施させること。
- (2) 処遇調査に当たっては、当該刑事施設その他の矯正施設においてその者の処遇上作

成した資料又は関係機関等から送付された資料を活用すること。特に、少年鑑別所において鑑別を受けたことのある者であって、刑事施設において初めて刑の執行を受ける者の刑執行開始時調査に当たっては、その者の少年簿を保管する少年鑑別所の長にその送付を依頼し、資料とすること。

- (3) 上記(2)の資料を活用するほか、法第92条の規定に基づく公務所又は公私の団体への照会等適宜の方法により、資料を収集すること。この場合においては、本人その他の者の名誉を害しないように、また、本人の更生の妨げとならないように注意しなければならないこと。
- (4) 調査センターの長は、16歳未満の受刑者の刑執行開始時調査に当たっては、意見照会書（別紙様式1）により、当該受刑者の鑑別を行った少年鑑別所の長から処遇に関する意見を聴くこと。この場合、照会を受けた少年鑑別所の長は、意見通知書（別紙様式2）をもって意見を通知すること。
- (5) 刑事施設の長は、受刑者の処遇調査において、必要と認める場合には、鑑別依頼書（別紙様式3）により、少年鑑別所の長に鑑別を依頼すること。

2 刑執行開始時調査（訓令第6条並びに第8条第1項及び第2項関係）

- (1) 刑執行開始時調査は、刑の執行を開始した日からおおむね3月以内に終了するよう努めること。

なお、刑執行開始時調査は、法第86条第1項第1号の指導（以下「刑執行開始時の指導」という。）と並行して実施して差し支えないこと。
- (2) 受刑者の処遇調査等に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3308号。以下「訓令」という。）第8条第1項の規定に基づき精密な刑執行開始時調査を行う必要がある受刑者は、別表1のとおりとすること。
- (3) 訓令第8条第2項の規定に基づき調査センターに収容して特に精密な刑執行開始時調査を行う必要がある受刑者は、別表2-1及び別表2-2のとおりとすること。
- (4) 刑事施設ごとの刑執行開始時調査の実施範囲及び実施期間は、別表3のとおりとすること。
- (5) 上記(4)にかかわらず、調査の過程においてそれ以上の調査を行う必要がないと判定された者については、実施期間を短縮し、又は実施内容を簡略化して差し支えないこと。

3 再調査（訓令第7条及び第8条第3項関係）

- (1) 訓令第8条第3項の規定に基づき調査センターに収容して再調査を行う受刑者は、次のいずれかに該当する者とすること。
 - ア 少年院において刑の執行を受け、16歳に達した者
 - イ 矯正管区の長が少年院において刑の執行を継続することが不相当と認める者
 - ウ 特定の刑事施設で実施する特別改善指導を受講させる必要性の有無を判断するため、矯正管区の長が調査センターにおいて再調査を行う必要があると認める者
 - エ 矯正処遇の進展状況に鑑みて処遇要領の変更を検討する必要があることその他の理由により、矯正管区の長が調査センターにおいて再調査を行う必要があると認める者
- (2) 上記(1)のイ、ウ又はエの場合の矯正管区の長に対する認可申請は、調査センターに

よる収容再調査認可申請書（別紙様式4）により行うこと。

(3) 再調査の実施期間は、上記(1)のA又はイに該当する場合については、おおむね40日間とし、それら以外の場合については、これを実施する刑事施設の長が必要に応じて定めること。

(4) 定期再調査を行う時期は、受刑者の処遇要領に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3310号大臣訓令）第4条の規定による受刑者の矯正処遇の目的の達成状況の評価が評定された後とし、その実施方法は、主として直近の当該評価及びその判断の基礎となる資料を用いるほか、必要に応じて、面接、診察、検査、行動観察等による調査を併せて実施すること。

なお、当該評価の結果について、D（平成18年5月23日法務省矯成第3311号当職依命通達「受刑者の処遇要領に関する訓令の運用について」記の2の(3)のエに規定する区分。）以下が3回以上継続している場合、再調査の結果、特段の事情がない限り、処遇要領を変更するものとする。

(5) 刑の執行停止又は仮釈放の取消しにより収容した者については、必要に応じて、刑執行開始時調査に準じた調査を行うこと。

4 調査センター（訓令第9条関係）

(1) 訓令第9条に規定する調査センターとして指定する刑事施設は、別表4のとおりとすること。

(2) 別表2-1の1の(1)及び別表2-2の1に該当する受刑者の刑執行開始時調査は、関東矯正管区の調査センター（川越少年刑務所）において行うこと。

(3) 中国矯正管区管内において、別表2-1の1の(2)から(4)まで及び2に該当する受刑者の刑執行開始時調査は、中国矯正管区の調査センター（広島刑務所）において行うこと。

(4) 別表2-2の2から4までに該当する受刑者の刑執行開始時調査は、中国矯正管区の調査センター（美祢社会復帰促進センター）において行うこと。

(5) 調査センターにおいて処遇調査を行うに当たっては、他の居室からできるだけ分離した居室、心理テスト室、面接室等のほか、必要に応じて適性発見のための作業を行わせる適性観察工場等を十分に活用すること。

(6) 矯正管区の長は、必要と認めるときは、調査センターの長に対し、高度の専門的知識及び技術を有する職員を再調査の実施のために他の刑事施設等に派遣等するよう指示すること。

(7) 上記(6)の場合の矯正管区の長に対する認可申請は、調査センターによる派遣等再調査認可申請書（別紙様式5）により行うこと。

(8) 調査センターの長は、当該調査センターを経由して他の刑事施設又は少年院へ移送した者について、その者の処遇経過を確認し、今後の処遇調査の参考となる資料を得るため、必要に応じ、移送先の刑事施設又は少年院の長と密接な連絡をとり、追跡調査を行うこと。

(9) 矯正管区の長は、矯正局長の認可を受けて、調査センターの運営に関し、必要な細目を定めることができること。

5 被害者関係調査（訓令第10条関係）

規則第43条第2項の調査は、判決書の謄本の閲覧のほか、検察庁から送付される処遇上の参考事項調査票又はこれに添付された書面等の閲覧等によるものとする。

6 処遇調査票（訓令第11条関係）

処遇調査票の様式は、別紙様式6のとおりとすること。

7 処遇レベルの設定（訓令第12条関係）

(1) 処遇レベルを設定する必要がない場合は、次のいずれかに該当する事情がある場合とすること。

ア 処遇調査の結果、受刑者の処遇指標の指定等に関する訓令（令和7年法務省矯成訓第5号大臣訓令。以下「処遇指標訓令」という。）第3条第3項第3号に掲げる事項（実施すべき矯正処遇課程の別）に係る処遇指標を指定するに当たって、令和7年5月29日付け法務省矯成第1382号当職依命通達「受刑者の処遇指標の指定等に関する訓令の運用について」（以下「処遇指標通達」という。）記の3の(1)に規定する主課程（以下「主課程」という。）として、拘留課程、少年院在院受刑者処遇課程、外国人処遇課程若しくは少年処遇課程に指定する場合又は処遇指標通達記の4の(3)のアの(イ)のbに該当し、主課程として開放的処遇課程に指定する場合。

イ 処遇調査の結果、処遇指標訓令第3条第3項第3号に掲げる事項（実施すべき矯正処遇課程の別）に係る処遇指標を指定するに当たって、主課程として禁錮課程に指定する場合であって、他の刑を併科されていないとき又は現に執行されている刑の終了後に引き続き拘禁刑若しくは懲役刑以外の刑が執行される時。

(2) 処遇レベルの設定基準は別表5のとおりとする。

8 処遇審査会（訓令第13条関係）

処遇審査会の議事の経過及び結果については、議事録を作成すること。

別表1 調査センター又は処遇施設において精密な刑執行開始時調査を行う受刑者

	要件	除外事由
<p>1 高齢福祉課程の指定基準に該当する可能性がある者</p>	<p>おおむね70歳以上の者のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 特別調整又は一般調整対象者となることが見込まれるもの</p> <p>(2) 各種障害者手帳を保有するもの</p> <p>(3) 処遇施設入所前に継続的に福祉関係機関に通所していたもの</p> <p>(4) 処遇上養介護の必要性が見込まれるもの</p> <p>(5) 医師により認知症の所見があると診断されているもの</p> <p>(6) その他身体障害（視覚、聴覚、平衡感覚、音声機能、言語機能、咀嚼機能等の障害）が認められるもの</p>	<p>・執行すべき刑期が6月未満の者（帰住予定地を管轄する刑事施設が高齢福祉課程を実施している等の事情により、特に高齢福祉課程を指定する必要があると認められる者を除く。）</p> <p>・暴力団員である者</p> <p>・反社会性集団との密接な関係が認められ、同集団との関係を維持する意思を有し、改善更生への意欲が認められない等の事情を有する者（暴力団員である者を除く。）</p>
<p>2 福祉的支援課程（知的障害・発達障害）の指定基準に該当する可能性がある者</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 知的障害若しくは発達障害又はその疑いの所見があると診断されている者</p> <p>(2) CAPAS能力検査によるIQ相当値がおおむね60未満である者</p> <p>(3) 過去の刑の執行期間中に福祉的支援課程（知的障害・発達障害）に指定されたことがある者</p> <p>(4) 特別調整又は一般調整対象者となることが見込まれる者</p> <p>(5) 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を保有する者</p> <p>(6) 処遇施設入所前に継続的に福祉関係機関に通所していた者</p>	<p>・1に該当する者</p> <p>・執行すべき刑期が6月未満の者（帰住予定地を管轄する刑事施設が福祉的支援課程（知的障害・発達障害）を実施している等の事情により、特に福祉的支援課程（知的障害・発達障害）を指定する必要があると認められる者を除く。）</p> <p>・暴力団員である者</p> <p>・反社会性集団との密接な関係が認められ、同集団との関係を維持する意思を有し、改善更生への意欲が認められない等の事</p>

	(7) 所内生活において、知的障害又は発達障害を疑わせる言動が見られ、日常生活又は矯正処遇の実施においての配慮、福祉的支援等を行う必要があると認められる者	情を有する者（暴力団員である者を除く。）
3 依存症回復 処遇課程の指 定基準に該当 する可能性が ある者	次のいずれにも該当する者 (1) 薬物の自己使用歴がある者 (2) 薬物依存離脱指導の受講の必要があると認められる者 (3) 薬物依存の程度が非常に高い者 (4) 薬物依存離脱指導を受講し、改善更生への意欲が認められる者	・執行すべき刑期が1年6月未満の者 ・反社会性集団との密接な関係が認められ、同集団との関係を維持する意思を有し、改善更生への意欲が認められない等の事情を有する者 ・精神上的の疾病等によって、改善指導でのグループワークの参加が困難である者

注1 暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員である者をいう。

注2 反社会性集団とは、暴力団法第2条第2号に規定する暴力団等犯罪に親近性を有する組織集団をいう。

注3 上記2の(4)、(5)又は(6)に該当する者は、知的障害若しくは発達障害を有し、又はこれらの疑いがあると認められる者（医師の診断がない場合を含む。）に限る。

注4 上記2の(7)に該当する者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 漢字がほとんど書けない者
- ② 助詞「てにをは」を適切に使用できない者
- ③ 繰り上がりのある足し算の暗算ができない者
- ④ 指示や指導の飲み込みが悪く、同じことを何度も質問する者
- ⑤ 自身の刑の終了日又は称呼番号を正しく覚えられない者
- ⑥ ボタンをかけられない、ズボンからシャツが飛び出している等身だしなみの乱れが目立つ者
- ⑦ 面接の途中で断りなく離席してトイレに行こうとする等場違いな行動をとる者

注5 上記3の(2)から(4)までに掲げる者は、別途定める基準に該当する者とする。

別表 2-1 調査センターにおいて特に精密な刑執行開始時調査を行う男性受刑者

要 件				除外事由		
	年齢	執行すべき刑期	犯罪の内容等	受刑歴	処遇指標	暴力団
1 26歳未満の者						
(1)	16歳未満	3月以上	—	—	—	—
(2)	16歳以上 20歳未満	9月以上	—	有	F、FX又はFZを指定される可能性が高い者	—
(3)	少年審判で 検察官送致 となった事 件で刑の執 行を受けて いる20歳 以上26歳 未満の者	9月以上	—	有	F、FX又はFZを指定される可能性が高い者	暴力 団員
(4)	20歳以上 26歳未満 ((3)に該当 する者を除 く。)	1年6月 以上	—	有	F、FX又はFZを指定される可能性が高い者	暴力 団員
2 特別改善指導の受講に当たり特に調査を必要とする者						
(1)	26歳以上 30歳未満	10年以 上	故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪によって刑に処せられた者	有	F、FX又はFZを指定される可能性が高い者	暴力 団員
(2)	—	—	性犯罪者調査が必要と認められる者	—	—	—
3 その他 その他矯正管区の長が調査センターにおいて特に精密な刑執行開始時調査を行う必要があると認める者				—	—	—

- 注1 調査センターにおいて特に精密な刑執行開始時調査を行う者は、例えば、上記2の(1)に該当する者については、年齢、執行すべき刑期、犯罪の内容等の全ての要件を充たし、かつ、受刑歴、処遇指標又は暴力団のいずれの除外事由にも該当しない者とする。
- 注2 受刑歴とは、刑事施設又は少年院において刑の執行を受けた経歴をいう。
- 注3 処遇指標とは、処遇指標訓令第3条第1項に規定する処遇指標をいう。
- 注4 暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者をいう。
- 注5 性犯罪者調査とは、平成18年5月23日付け法務省矯成第3350号当職依命通達「改善指導の標準プログラムについて」別紙3の2の(2)のウに定める調査をいう。
- 注6 少年審判で検察官送致となった事件で刑の執行を受けている20歳以上26歳未満の者とは、少年法（昭和23年法律第168号）第20条又は第62条の規定により検察官に送致された事件について言い渡された刑（罰金以下の刑を除く。）の執行を受けている者（当該刑を含む2以上の刑に処せられた者を含むものとし、当該事件に係る罪について刑の執行猶予の言渡しを受け、当該言渡しを取り消されて入所した者を除く。）をいう。
- 注7 年齢は、確定施設における刑執行開始時調査の判定時点の年齢を基準とする。

別表 2-2 調査センターにおいて特に精密な刑執行開始時調査を行う女性受刑者

	要件		除外事由			
	年齢	執行すべき刑期	受刑歴	少年院収容歴	処遇指標	暴力団
1	16歳未満	3月以上	—	—	—	—
2	16歳以上 20歳未満	9月以上	有	少年院収容歴が2回以上であり、かつ最近の出院から5年未満の者	M、P、F、FX、FZ又はIを指定される可能性が高い者	暴力団員
3	少年審判で検察官送致となった事件で刑の執行を受けている20歳以上26歳未満の者	9月以上	有	少年院収容歴が2回以上であり、かつ最近の出院から5年未満の者	M、P、F、FX、FZ又はIを指定される可能性が高い者	暴力団員
4	20歳以上26歳未満（3に該当する者を除く。）	処遇指標通達別表5の注意事項の16に定める女子美祢社会復帰促進センターの要件に合致する者				

注1 調査センターにおいて特に精密な刑執行開始時調査を行う者は、例えば、上記2に該当する者については、年齢及び執行すべき刑期の全ての要件を充たし、かつ、受刑歴、少年院等収容歴、処遇指標又は暴力団のいずれの除外事由にも該当しない者とする。

注2 受刑歴とは、刑事施設又は少年院において刑の執行を受けた経歴をいう。

注3 処遇指標とは、処遇指標訓令第3条第1項に規定する処遇指標をいう。

注4 暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者をいう。

注5 少年審判で検察官送致となった事件で刑の執行を受けている20歳以上26歳未満の者とは、少年法（昭和23年法律第168号）第20条又は第62条の規定により検察官に送致された事件について言い渡された刑（罰金以下の刑を除く。）の執行を受けている者（当該刑を含む2以上の刑に処せられた者を含むものとし、当該事件に係る罪について刑の執行猶予の言渡しを受け、当該言渡しを取り消されて入所した者を除く。）をいう。

注6 年齢は、確定施設における刑執行開始時調査の判定時点の年齢を基準とする。

別表3 刑執行開始時調査の実施範囲及び実施期間

対象者	刑事施設の別	調査の実施範囲	調査の実施期間
調査センター (東京拘置所に 限る。)におい て精密な刑執行 開始時調査を実 施する者	確定施設	訓令第6条第3項各号に掲げる事項について基礎的な調査を行い、別表1に掲げる要件に該当するか否かを判定すること。	おおむね15日間
	調査センター (東京拘置所に限る。)	確定施設における調査の結果を踏まえ、訓令第6条第3項各号に掲げる事項について精密な調査を行い、指定する矯正処遇課程について精査すること。	おおむね20日間から55日間まで
	処遇施設	調査センターで作成された処遇調査票の内容について確認し、必要に応じてこれを補充するための調査を行うこと。	おおむね5日間
処遇施設におい て精密な刑執行 開始時調査を実 施する者	確定施設	訓令第6条第3項各号に掲げる事項について基礎的な調査を行い、別表1に掲げる要件に該当するか否かを判定すること。	おおむね15日間
	処遇施設	確定施設における調査の結果を踏まえ、訓令第6条第3項各号に掲げる事項について精密な調査を行い、指定する矯正処遇課程について精査すること。	おおむね20日間から55日間まで
調査センターに おいて特に精密 な刑執行開始時 調査を実施する 者	確定施設	受刑者が調査センターにおいて刑執行開始時調査を実施する対象者であるか否かを判定すること。	速やかに判定を実施すること。 別表2-2の2から4までの対象者の判定に当たっては、おおむね15日間とすること。
	調査センター	訓令第6条第3項各号に掲げる項目について特に精密な調査を行うこと。	おおむね40日間から55日間まで

	処 遇 施 設	調査センターで作成された処遇調査票の内容について確認し、必要に応じてこれを補充するための調査を行うこと。	おおむね5日間
上記以外の者	確 定 施 設	訓令第6条第3項各号に掲げる事項について基礎的な調査を行うこと。	おおむね15日間
	処 遇 施 設	確定施設における調査の結果を踏まえ、訓令第6条第3項各号に掲げる事項についてより詳細な調査を行うこと。	おおむね20日間（ただし、刑執行開始時の指導が終了する前に限る。）

注1 調査センター又は処遇施設における精密な刑執行開始時調査の実施期間については、対象者の年齢、特性、受刑歴等に応じて設定すること。期間の標準はおおむね20日とするが、それを超える場合は、おおむね55日を超えない期間で調査を行うこと。ただし、記の2の(1)の規定により、刑執行開始時調査は、刑の執行を開始した日からおおむね3月以内に終了するよう努めるものとするものとされていることに留意するとともに、刑執行開始時の指導が終了する前には、調査を終了すること。

注2 16歳未満かつ執行すべき刑期が3月以上の者の調査センターにおける刑執行開始時調査については、本表にかかわらず、少年院に収容して刑を執行する必要性を判定するための調査を優先して行うこととし、その調査期間はおおむね15日間とすること。その判定に基づき少年院に収容する者については、その時点で刑執行開始時調査を中止すること。少年院に収容しない者については、引き続き調査センターにおいて刑執行開始時調査をおおむね40日間行うこと。

注3 調査センターにおける調査の実施期間については、対象者の年齢、性別、執行すべき刑期等の要件等に応じて設定すること。ただし、記の2の(1)の規定により、刑執行開始時調査は、刑の執行を開始した日からおおむね3月以内に終了するよう努めるものとするものとされていることに留意すること。

別表4 調査センターに指定する刑事施設

矯正管区	刑事施設名
北海道	札幌刑務所
東北	宮城刑務所
関東	川越少年刑務所
	東京拘置所
中部	名古屋拘置所
近畿	大阪刑務所
中国	広島刑務所
	美祢社会復帰促進センター
四国	高松刑務所
九州	福岡刑務所

別表5 処遇レベルの設定基準

レベル1	再犯リスクが比較的低く、処遇準備性が高い者
レベル2	再犯リスクが比較的低く、処遇準備性が中程度の者及び低い者
レベル3	再犯リスクが比較的高く、処遇準備性が中程度の者及び高い者
レベル4	再犯リスクが比較的高く、処遇準備性が低い者

(使用要領)

- 1 再犯リスクの評定については、原則として、令和6年3月29日付け法務省矯成第520号当職通達「受刑者用一般リスクアセスメントツール改訂試行版について」等の規定による受刑者用一般リスクアセスメントツール改訂試行版の実施の結果において、静的リスクレベルが1又は2の者を「再犯リスクが比較的低い者」とし、静的リスクレベルが3又は4の者を「再犯リスクが比較的高い者」とすること。
- 2 上記1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、原則として、「再犯リスクが比較的高い者」と判断すること。
 - (1) 少年院の収容歴が2回以上あり、最近の出院から5年程度が経過していない者又は受刑歴（刑事施設又は少年院において刑の執行を受けた経歴をいう。）があり、最近の出所から10年が経過していない者。ただし、静的リスクレベルが1又は2であり、刑の執行に係る事案の性質、本人の反省の度合その他の事情を考慮し、処遇レベル1又は2とすることが適当と認められる者を除く。
 - (2) 反社会性集団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団等犯罪に親近性を有する組織集団をいう。）との密接な関係が認められる者
- 3 処遇準備性の評定については、矯正処遇に取り組む態度その他改善更生に向けた心構えの程度が高い者を「処遇準備性が高い者」、矯正処遇に取り組む態度その他改善更生に向けた心構えの程度が低い者又は反社会性集団との密接な関係が認められる者を「処遇準備性が低い者」、これらのいずれにも該当しない者を「処遇準備性が中程度の者」とすること。
- 4 記の7の(1)のア又はイに該当する事情がある場合は、処遇指標訓令第3条第3項第3号に掲げる事項（実施すべき矯正処遇課程の別）に係る処遇指標を指定するに当たって、処遇指標通達記の3の(1)に規定する主課程又は副課程として、長期処遇課程、若年処遇課程又は一般処遇課程のいずれにも指定しない場合となること。

別紙様式 1

〇〇発第 号
年 月 日

〇〇少年鑑別所長 殿

〇〇刑務所長

意見照会書

当所収容中の下記の受刑者について、その処遇に関する意見を通知願います。

記

- 1 受刑者氏名
- 2 生年月日・年齢 年 月 日生（歳）
- 3 刑の執行関係
 - (1) 罪名
 - (2) 刑名・刑期
 - (3) 刑期起算日 年 月 日
 - (4) 刑期終了日 年 月 日
 - (5) 入所年月日 年 月 日
- 4 意見を求める理由

- 5 その他参考事項

別紙様式2

〇〇発第 号
年 月 日

〇〇刑務所長 殿

〇〇少年鑑別所長

意見通知書

年 月 日付け貴発第 号をもって依頼のあった意見について、下記のとおり通知します。

記

- 1 受刑者氏名
- 2 生年月日・年齢 年 月 日生（歳）
- 3 罪 名
- 4 処遇に関する意見
（施設名）において処遇することが適当である。
- 5 4 の理由

- 6 その他参考事項

別紙様式3

〇〇発第 号
年 月 日

〇〇少年鑑別所長 殿

〇〇刑務所長

鑑 別 依 頼 書

令和5年11月24日付け法務省矯成第2037号矯正局長依命通達「受刑者の処遇調査等に関する訓令の運用について」記1の(5)の規定に基づき、当所収容中の下記の受刑者について鑑別を依頼します。

記

- 1 受刑者氏名
- 2 生年月日・年齢 年 月 日生（歳）
- 3 刑の執行関係
 - (1) 罪名
 - (2) 刑名・刑期
 - (3) 刑期起算日 年 月 日
 - (4) 刑期終了日 年 月 日
 - (5) 入所年月日 年 月 日
- 4 鑑別を必要とする理由

- 5 鑑別実施希望日 年 月 日から
年 月 日までの間
- 6 その他参考事項

別紙様式 4

〇〇発第 号
年 月 日

〇〇矯正管区長 殿

〇〇刑務所長

調査センターによる収容再調査認可申請書

当所収容中の下記受刑者について、調査センターによる収容再調査の実施につき申請します。

記

- 1 受刑者氏名
- 2 生年月日・年齢 年 月 日生（歳）
- 3 刑の執行関係
 - (1) 罪名
 - (2) 刑名・刑期
 - (3) 刑期起算日 年 月 日
 - (4) 刑期終了日 年 月 日
 - (5) 入所年月日 年 月 日
- 4 処遇指標

- 5 再調査を必要とする理由

- 6 再調査実施希望日 年 月 日から
 年 月 日までの間

- 7 その他参考事項

別紙様式 5

〇〇発第 号
年 月 日

〇〇矯正管区長 殿

〇〇刑務所長

調査センターによる派遣等再調査認可申請書

当所収容中の下記受刑者について、調査センターによる派遣等再調査の実施につき申請
します。

記

- 1 受刑者氏名
- 2 生年月日・年齢 年 月 日生（歳）
- 3 刑の執行関係
 - (1) 罪名
 - (2) 刑名・刑期
 - (3) 刑期起算日 年 月 日
 - (4) 刑期終了日 年 月 日
 - (5) 入所年月日 年 月 日
- 4 処遇指標
- 5 再調査を必要とする理由
- 6 再調査実施希望日 年 月 日から
年 月 日までの間
- 7 その他参考事項

処 遇 調 査 票				
通称・別名	入所年月日	入所事由	施設名	称呼番号
ふりがな				
氏名・性別				
	(男・女)			
生年月日	(歳)			
犯数・入所度数				
年月日	処 遇 指 標 等		施設名	写 真
				(. .)
処 遇 調 査				
年月日	調査の種類	摘 要	施設名	確認者 (施設長)
特 記 事 項				

身上(1)

()

文書番号	年 号		年月日	年 月 日	地方更生保護委員会	
身上調査書(甲)	送付	年月日	年月日		あて先	地方更生保護委員会
		庁名				保護観察所 (支部・駐在官)
通称・別名				本 籍		
ふりがな				帰 住		
氏 名				予 定 地		
生年月日	年 月 日			電話 ()		
引受人の状況	住所	電話 ()				
	氏名			年齢	歳	
	続柄			職業		
区 分	1 刑	2 刑	刑	刑	刑	
言渡しの日
確定の日
言渡し裁判所						
罪 名						
刑名・刑期						
一部猶予期間	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (年 月につき 猶予 年)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (年 月につき 猶予 年)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (年 月につき 猶予 年)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (年 月につき 猶予 年)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (年 月につき 猶予 年)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (年 月につき 猶予 年)
一部猶予期間中の保護観察	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
通 算	裁定 日 法定 日	裁定 日 法定 日	日	日	日	日
執 行 済	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
罰 金	円納・未納	円納・未納	円納・未納	円納・未納	円納・未納	円納・未納
刑期起算日
実刑部分執行終了日
刑期終了日
法定期間の末日
一部猶予期間の終了日
収容した日	. .	入所度数		処遇指標		
執行関係の特記事項						

参 考 事 項	
---------	--

身上(2)

()

犯 罪 の 概 要 、 動 機 及 び 原 因			
犯 の 罪 特 性 徴	反社会的集団との関係		
共 の 犯 状 者 況	氏 名	本人との関係	処分内容・住所又は収容施設名等
被 の 害 状 者 況	被害者本人の氏名	被害者等の住所・連絡先、本人との関係、心身の状況、生活状況、被害に関する心情、被害者等に対する謝罪・被害弁償の状況その他参考事項	
精 神 状 況	知能段階 性格特徴 精神障害		
身 体 状 況	身長 c m	体重 k g	視力 左 右
	既往症		
	現在症		

将来生活設計	本人の志向（施設内・釈放後） 職業・教育等の適性
--------	---------------------------------

身上 (3)

()

	続柄	氏名	年齢	職業	住所	性行・本人との親疎
家族その他の生活環境						
生活歴（生育歴、教育歴、職業歴、非行歴・犯罪歴）						
	入所直前の住居及び職業					

【処遇調査票】総合所見

()

施設名	番号	氏名	年月日	担当者

【処遇調査票】 処遇情報(1)

()

施設名	番号	氏名	年月日	担当者
保安上の留意事項				
保護上の留意事項	<ol style="list-style-type: none">1 引受人等に関する留意事項2 本人の希望3 更生保護施設等の希望4 釈放後、子の養育の要否等5 その他			
その他の留意事項				

施設名	番号	氏名	年月日	担当者
改善・伸長 すべき点				
作 業	1 作業の必要性 2 職業訓練の必要性 3 本人の希望・意欲 4 作業適性 5 その他			
改善指導	1 改善指導の必要性 2 本人の希望・意欲 3 その他			
教科指導	1 教科指導の必要性 2 本人の希望・意欲 3 その他（学歴・学力）			

施設名	番号	氏名	年月日	担当者
就労支援	<ol style="list-style-type: none">1 就労支援の必要性2 本人の希望・意欲3 希望職種4 職歴5 所持資格及び資格取得歴6 その他			
	矯正処遇との連動			

施設名	番号	氏名	年月日	担当者
福祉的支援	1 福祉的支援に係るスクリーニング			
	2 福祉的支援の必要性			
3 本人の希望・意欲				
4 過去の福祉的支援歴				
5 福祉サービス利用歴				
6 その他				
矯正処遇との連動				
その他の支援	<input type="checkbox"/> 有（次葉に続く） <input type="checkbox"/> 無			

施設名	番号	氏名	年月日	担当者
その他の支援	1 支援の内容及び必要性 2 本人の希望・意欲 3 その他			
	矯正処遇との連動			

【処遇調査票】施設歴

()

施設名	番号	氏名		年月日		担当者
出所施設名 (入所/出所日)	作業	改善指導	教科指導	就労支援	福祉的支援	懲罰その他
1						
2						
3						

【処遇調査票】 補充用紙

()

施設名	番号	氏名	年月日	担当者

処遇調査票作成要領

1 処遇調査票の構成及び施設別作成範囲

処遇調査票の構成並びに確定施設、調査センター及び処遇施設の別に対応する作成範囲は、別表のとおりとすること。

2 一般的注意事項

- (1) 処遇調査票の様式の一部は、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程（平成20年法務省保観訓第261号大臣訓令。以下「社会内処遇事務規程」という。）様式第3号「身上調査書（甲）」の様式に一致しているので、その写しを身上調査書として用いること。
- (2) 記載内容を修正する場合（単なる誤記の場合を除く。）は、各種業務システム上の修正に加え、修正箇所「（○年○月○日追記）」とするなど修正箇所を明示するなどし、必要に応じ、その事由を「再調査（○年○月○日）による。」のように文末等に付記等すること。記載内容を補充する場合も「再調査（○年○月○日）による。」のように付記等すること。
- (3) 必要に応じ、記載内容の情報源について、判決書謄本、被収容者身分帳簿等の関係文書によるものか、本人の供述によるものかを付記すること。
- (4) 再調査の記録については、必要に応じて「処遇経過」又は補充用紙に記載すること。

3 各ページの記載要領

(1) 「表紙」

ア 氏名欄、入所年月日欄等

- (ア) 年齢欄には、刑執行開始時調査時の年齢を記載すること。
- (イ) 犯数欄には、「初犯」、「準初犯」又は「累犯」と記載すること。
- (ウ) 入所度数欄には、刑の執行を受けるために刑事施設に入所した度数を記載すること。ただし、刑事施設等間の移送により入所した場合又は仮釈放の取消し等により残刑の執行を受けるためにのみ復所した場合は、入所度数に含めないこと。
- (エ) 入所年月日欄には、例えば「R 4. 4. 1」と記載すること。
- (オ) 入所事由欄には、「直入」「資格異動」「復所」「移送」等の別を記載すること。
- (カ) 施設名欄は、「東拘」「大阪刑」のように略記しても差し支えないこと。

イ 処遇指標等欄

受刑者の処遇指標の指定等に関する訓令（令和7年法務省矯成訓第5号大臣訓令）別表に規定する符号により記載すること。

ウ 写真欄

撮影年月日を付記すること。

エ 処遇調査欄

- (ア) 調査の種類欄には、「刑執行開始時（調査）」、「定期（再調査）」又は「臨時（再調査）」のように記載すること。
- (イ) 摘要欄には、調査の目的、結果等を簡潔に記載すること。調査センターにおいて処遇調査を行うことが相当と判定した場合には、どの基準により判定したかを、「センター対象基準2-1の1の(1)」（本依命通達別表2-1の1の(1)に該当する場合）のように記載すること。

オ 特記事項欄

処遇上特に注意を要する事項等を、必要に応じ、以下の観点から記載すること。

(7) 精神上又は身体上の疾患により平成27年3月27日付け法務省矯医第56号当職通達「矯正施設における医療共助について」別表1又は2に掲げる刑事施設での医療措置を必要とする場合（M又はPを指定する場合）又は医療上等の配慮を要すると認められる場合（m、p、s又はdを付す場合）には、その判定理由等を簡潔に記載すること。

(i) 矯正処遇課程の指定理由を記載すること。

(k) その他、身体的特徴・精神状況の特徴、保安上の留意点（特に自殺企図歴、希死念慮、逃走歴）等、処遇上の注意事項について特記事項がある場合は、記載すること。

カ 「表紙」に記載しきれない場合等に、必要に応じて補充用紙を使用すること。

(2) 「身上(1)」、「身上(2)」及び「身上(3)」のページは、社会内処遇事務規程様式第3号「身上調査書（甲）」に係る記載要領によること。

(3) 「総合所見」

必要に応じて、面接所見、心理検査結果、犯罪歴等関係資料、身体状況その他の資料を総合し、犯罪のじゃっ起に影響を及ぼした受刑者の資質及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者の処遇に資する適切な指針を記載すること。

なお、項目立てについては、以下の観点を参考にして記載すること。

ア 本件の分析

本件の動機及び機制等について分析し、端的に記載すること。

イ 犯罪の促進要因（リスク要因）

受刑者用一般リスクアセスメントツール（以下「Gツール」という。）等のアセスメント結果を参考に、犯罪のじゃっ起に影響を及ぼしたと考えられる内的及び外的要因を端的に記載すること。

ウ 犯罪の抑止要因（強み、資源等）

Gツール等のアセスメント結果を参考に、本人の長所、得意分野、改善更生に資する社会的な支援・援助等の資源の有無といった観点を踏まえ、再犯の抑止につながると考えられる内的及び外的要因を端的に記載すること。

エ 現在の心境と被害の理解

処遇調査時の本件に係る心境のほか、被害者等の心情等（被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び法第85条第3項の規定により聴取した心情等をいう。）に対する理解・認識の程度、これまでの本人の心情等の変化等を記載すること。

なお、記載に当たっては、刑事確定訴訟記録等の外部資料等の情報を踏まえること。

オ 処遇指針

上記アからエまでの内容を踏まえ、施設内での生活及び出所後に予想される課題を記載し、刑事施設における処遇の目標を明らかにするとともに、改善更生及び円滑な社会復帰のための処遇の手掛かり並びにその処遇の内容及び方法を具体的に提示すること。

(4) 「処遇情報(1)」

処遇全般の留意事項について記載すること。

ア 保安上の留意事項欄には、保安上の観点から把握しておくべき注意事項（例えば、自殺企図歴、希死念慮、逃走歴、反則・事故傾向等、反社会的集団との関係、対立関係、共犯関係、格闘技・軍隊歴、少年施設歴等、居室配置上の留意事項など）を記載すること。

なお、居室配置上の留意事項としては、処遇施設の実情を考慮して、共同室、夜間単独室、昼夜間単独室等の別その他居室配置上の留意事項を記載し、その理由、必要とされる条件等を付記すること。

イ 保護上の留意事項欄には、引受人等に関する留意事項、本人の希望（仮釈放の希望及び居住地がない場合の居住地の設定の希望など）、更生保護施設等の希望、釈放後の子の養育の要否等、その他仮釈放申請審査に向けて留意すべき事項、釈放時の保護的措置につき留意すべき事項等を記載すること。

ウ その他の留意事項欄には、上記ア又はイに該当しない処遇上特に留意すべき事項があれば記載すること。

(5) 「処遇情報(2)-1 から 4 まで」

矯正処遇実施上の留意事項を記載すること。

ア 改善・伸長すべき点欄

矯正処遇の実施上改善すべき問題点及び伸長すべき長所等を端的に記載すること。

イ 作業欄

(7) 作業の必要性及び職業訓練の必要性欄には、本人の改善更生及び円滑な社会復帰に資する作業・職業訓練の内容及びその理由についてそれぞれ記載すること。

(4) 本人の希望・意欲欄には、作業や職業訓練に対する本人の具体的な希望を記載すること。

(6) 作業適性欄には、作業を指定するに当たって実施した検査の結果、これまでの生活歴、身体的特徴、精神状況、投薬の有無等を踏まえ、その適性について記載すること。

(5) その他欄には、作業指定等に当たり留意すべき事項を記載すること。

ウ 改善指導欄

(7) 改善指導の必要性欄には、本人の改善更生及び円滑な社会復帰に資する改善指導の内容及びその理由について、犯罪の概要、動機及び原因、G ツールの結果等を参考にしながら記載すること。

(4) 本人の希望・意欲欄には、改善指導に対する本人の希望・意欲を具体的に記載すること。

(6) その他欄には、改善指導の実施に当たり留意すべき事項及び保護観察における類型別処遇に資する事項を記載すること。

エ 教科指導欄

(7) 教科指導の必要性欄には、本人の改善更生及び円滑な社会復帰に資する教科指導の内容及びその理由について、入所後に実施した学力テスト、これまでの生活歴等を参考にしながら記載すること。

(4) 本人の希望・意欲欄には、教科指導に対する本人の希望・意欲を具体的に記載すること。

(6) その他欄には、学歴・学力等、教科指導の実施に当たり留意すべき事項を記載すること。

オ 就労支援欄

記載に当たっては、以下の点に留意すること。

なお、その後の処遇経過等により、記載事項の追加及び変更の必要が生じた場合には、当該欄、「処遇経過」等を修正又は加筆すること。

(7) 就労支援の必要性欄には、就労支援の必要性、その理由等を記載すること。

(4) 本人の希望・意欲欄には、就労支援に対する本人の希望・意欲、住み込み就労の要否、支援の時期等を記載すること。

(6) 希望職種欄には、本人が釈放後に就きたい職種を記載すること。

(5) 職歴欄には、稼働経験のある主な職種とその経験年数等について記載すること。

(6) 所持資格及び資格取得歴欄には、入所時に所持している又は在所中に取得した主な資格について記載すること。

- (カ) その他欄には、釈放後の就業状況についての見通し、釈放後の生活設計、過去に就労支援を受けている場合はその内容等就労支援の実施に資する情報を記載すること。
- (キ) 矯正処遇との連動欄には、就労支援の実施に当たって、矯正処遇と連動させて実施すべき事項その他留意事項等について、必要に応じ、記載すること。

カ 福祉的支援欄

記載に当たっては、以下の点に留意すること。

なお、その後の処遇経過等により、記載事項の追加及び変更の必要が生じた場合には、当該欄、「処遇経過」等を修正又は加筆すること。

- (ア) 福祉的支援に係るスクリーニング欄については、福祉的支援に該当するか否かを判断する際の参考となる情報を適宜記載すること。
- (イ) 福祉的支援の必要性欄には、その必要性及び具体的な支援内容を明示するとともに、その理由等を記載すること。
- (ウ) 本人の希望・意欲欄には、福祉的支援に対する本人の希望・意欲を記載すること。障害を有している受刑者については、その障害に対する受容の程度に関する観点からの記載も充実させること。また、必要に応じて、引受人その他親族等の希望・意欲も記載すること。
- (エ) 過去の福祉的支援履歴欄には、その有無を記載するとともに、支援歴がある場合は過去の経過等を記載すること。
- (オ) 福祉サービス利用履歴欄には、医療機関又は障害福祉サービスの利用歴、介護保険利用歴、各種年金受給歴、生活保護受給歴等を記載すること。
- (カ) その他欄には、自宅保有の有無、資産状況、住民票所在地等福祉的支援の実施に資する情報を把握できる範囲で記載すること。
- (キ) 矯正処遇との連動欄には、福祉的支援の実施に当たって、矯正処遇と連動させて実施すべき事項その他留意事項等について、必要に応じ、記載すること。

キ その他の支援欄

上記オ又はカに該当しない社会復帰支援の必要性の有無について記載し、必要性が認められる場合は、支援の内容及び必要性欄、本人の希望・意欲欄、その他欄及び矯正処遇との連動欄に必要事項を記載すること。

(6) 「施設歴」

直近から3回までの刑の執行を受けるために入所した施設歴の概要について、直近のものから順に記載すること。

なお、初めて刑の執行を受けるために入所した者については記載を省略すること。

- ア 出所施設名（入所／出所日）欄には、釈放された刑事施設名、刑の執行を受けるために刑事施設へ入所した日及び釈放された日を記載すること。
- イ 作業欄、改善指導欄、教科指導欄、就労支援欄及び福祉的支援欄には、刑の執行開始から釈放までの一連の刑期の中で該当する主な事項を記載すること。
- ウ 懲罰その他欄には、刑の執行開始から釈放までの一連の刑期の中で該当する懲罰等に係る主な事項を記載すること。

(7) 「処遇経過」

記載に当たっては、以下の点に留意すること。

- ア 時系列に沿って記載し、処遇内容区分欄には、摘要欄に記載する内容に応じて、作業、改善指導、教科指導、余暇活動、保護、就労支援、福祉的支援、制限区分、優遇区分、褒賞・懲罰等、再調査又はその他のいずれかを記載すること。

イ 処遇内容区分欄に保護と記載する場合は、摘要欄には、保護調整に関する各種照会、身上調査書・身上変動通知書の発信、生活環境調整状況通知書の受領、引受人・帰住予定地の変更、仮釈放を許すべき旨の申出をするか否かに関する審査、仮釈放を許すべき旨の申出、地方更生保護委員会委員・同保護観察官による面接、仮釈放を許す旨の決定、就労支援、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に係る通報、警察への出所情報の提供、釈放時保護に係る措置（出迎えの有無、帰住旅費等の支給、保護カードの交付の有無等）、釈放時の状況（釈放時に交付した領置金・作業報奨金の額、乗車保護の実施の有無、釈放時の特記すべき動静等）等について記載すること。

ウ 本ページの記載に当たっては、各担当部署との連絡を密にし、遺漏のないよう特に注意すること。

(8) 「補充用紙」

各ページの記載欄が不足する場合にそれを補充するための追加ページとして使用するほか、再調査、精神科診断、心理検査、保護相談、カウンセリング、指導結果等の記録用紙として適宜使用すること。

4 編てつ方法

(1) 処遇調査票の各ページの編てつ方法は、別表中の番号の順序によるものとし、同一のページが複数枚にわたる場合には、欄外の括弧内に1から順次一連番号を付し、その順序に従って編てつすること。

(2) 補充用紙については、上記(1)にかかわらず、関連するページの次に編てつすること。ただし、再調査の結果を記録した補充用紙については、原則として「処遇情報(2)」のページの次に順次編てつすること。

5 処遇調査票に編てつする資料等

(1) 集団心理検査の結果

集団心理検査は、原則として確定施設において実施し、各種業務システム等により出力された用紙を「身上(3)」のページの次に編てつすること。

(2) 入所時健康診断の結果

確定施設において、平成19年5月30日付け法務省矯医第3344号当職依命通達「被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令の運用について」別紙様式1に定める健康診断簿の写しを上記(1)の集団心理検査の用紙の次に編てつすること。

(3) 精神科診断の結果

精神科医による診察が行われた場合には、診断書の写しを健康診断簿の写しの次に編てつすること。

なお、診断書が作成されていない場合には、必要に応じて、補充用紙を用い、診察日時、診断名、診察を実施した医師名等を診療録等から転記し、同様に編てつすること。

(4) その他の資料

上記(1)から(3)までのほか、処遇調査票の記載内容を補充する関係文書があれば、必要に応じ、関連するページの次に編てつすること。

別表

番号	ページの 表題	センター非該当		センター該当			備考
		確定 施設	処遇 施設	確定 施設	セン ター	処遇 施設	
1	表紙	○		○			
2	身上(1)	○		△	○		その写しを身上調査書とすること。
3	身上(2)	○			○		同上
4	身上(3)	○			○		同上
5	総合所見		△		△	△	特に必要と認める場合を除き、作成を省略して差し支えないこと。
6	処遇情報(1)		○		○	△	
7	処遇情報(2)		○		○	△	(2)-4については、必要と認める場合を除き、作成を省略して差し支えないこと。
8	施設歴		○		○	△	初めて刑の執行のために入所した者については省略すること。
9	処遇経過	△	○	△	△	○	
10	補充用紙	△	△	△	△	△	

(注1) ○は、必ず作成するページであることを示す。

(注2) △は、必要に応じて作成するページであることを示す。

(注3) 本表にかかわらず、執行すべき刑期が3月未満であって、他の刑事施設への移送を行わない受刑者については、処遇情報(1)及び(2)並びに施設歴のページの作成を省略して差し支えない。